

令和 5 年知立市議会 1 2 月定例会付議案件一覧表

(議会資料)

令和 5 年 1 1 月 2 7 日

議案番号	諮問第 1 号
議案名	人権擁護委員候補者の推薦について
概要	人権擁護委員の辞職（令和 6 年 3 月 3 1 日）に伴うもの 安藤 美智子 氏の推薦
議案番号	議案第 4 9 号
議案名	知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
概要	令和 5 年の人事院勧告に鑑み、知立市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議長、副議長及び議員の議員報酬及び期末手当の額を改正し、並びに常任委員会（予算・決算委員会を除く。）の委員長（以下「委員長」という。）に対する議員報酬に係る規定を新設するもの 1 改正内容 (1) 第 1 条による改正 令和 5 年 1 2 月の期末手当の支給月数 1. 6 5 月→1. 7 5 月（+ 0. 1 月） (2) 第 2 条による改正 ア 議長、副議長及び議員の議員報酬月額 議長 4 9 6, 0 0 0 円→4 9 7, 0 0 0 円 副議長 4 2 6, 0 0 0 円→4 2 7, 0 0 0 円 議員 4 0 5, 0 0 0 円→4 0 6, 0 0 0 円 イ 委員長に対する議員報酬区分の新設 委員長 4 1 7, 0 0 0 円 ウ 令和 6 年 6 月及び 1 2 月の期末手当の支給月数 6 月 1. 6 5 月→1. 7 月（+ 0. 0 5 月） 1 2 月 1. 7 5 月→1. 7 月（△ 0. 0 5 月） 2 施行期日 (1) 公布の日（令和 5 年 4 月 1 日適用）（第 1 条関係） (2) 令和 6 年 4 月 1 日（第 2 条関係）

議案番号	議案第50号
議案名	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例
概要	令和5年の人事院勧告に鑑み、知立市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の額を改正するもの 1 改正内容 (1) 第1条による改正 令和5年12月の期末手当の支給月数 1. 65月→1. 75月（+0. 1月） (2) 第2条による改正 ア 特別職の給料月額 市長 931, 000円→934, 000円 副市長 772, 000円→774, 000円 教育長 699, 000円→701, 000円 イ 令和6年6月及び12月の期末手当の支給月数 6月 1. 65月→1. 7月（+0. 05月） 12月 1. 75月→1. 7月（△0. 05月） 2 施行期日 (1) 公布の日（令和5年4月1日適用）（第1条関係） (2) 令和6年4月1日（第2条関係）

議 案 番 号	議案第 5 1 号																				
議 案 名	知立市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例																				
概要	令和 5 年の人事院勧告に鑑み、職員の給料、期末手当及び勤勉手当の額を改正するもの																				
	1 改正内容																				
	(1) 第 1 条による改正																				
	ア 期末手当の支給割合の引上げ																				
	<table><tr><td></td><td>支給時期</td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>再任用職員</td><td>令和 5 年 6 月</td><td>1. 20 月分</td><td>1. 20 月分</td></tr><tr><td>以外の職員</td><td>令和 5 年 12 月</td><td>1. 20 月分</td><td>1. 25 月分（+ 0. 05 月分）</td></tr><tr><td>再任用職員</td><td>令和 5 年 6 月</td><td>0. 675 月分</td><td>0. 675 月分</td></tr><tr><td></td><td>令和 5 年 12 月</td><td>0. 675 月分</td><td>0. 7 月分（+ 0. 025 月分）</td></tr></table>		支給時期	改正前	改正後	再任用職員	令和 5 年 6 月	1. 20 月分	1. 20 月分	以外の職員	令和 5 年 12 月	1. 20 月分	1. 25 月分（+ 0. 05 月分）	再任用職員	令和 5 年 6 月	0. 675 月分	0. 675 月分		令和 5 年 12 月	0. 675 月分	0. 7 月分（+ 0. 025 月分）
		支給時期	改正前	改正後																	
	再任用職員	令和 5 年 6 月	1. 20 月分	1. 20 月分																	
	以外の職員	令和 5 年 12 月	1. 20 月分	1. 25 月分（+ 0. 05 月分）																	
	再任用職員	令和 5 年 6 月	0. 675 月分	0. 675 月分																	
		令和 5 年 12 月	0. 675 月分	0. 7 月分（+ 0. 025 月分）																	
イ 勤勉手当の支給割合の引上げ																					
<table><tr><td></td><td>支給時期</td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>再任用職員</td><td>令和 5 年 6 月</td><td>1. 00 月分</td><td>1. 00 月分</td></tr><tr><td>以外の職員</td><td>令和 5 年 12 月</td><td>1. 00 月分</td><td>1. 05 月分（+ 0. 05 月分）</td></tr><tr><td>再任用職員</td><td>令和 5 年 6 月</td><td>0. 475 月分</td><td>0. 475 月分</td></tr><tr><td></td><td>令和 5 年 12 月</td><td>0. 475 月分</td><td>0. 5 月分（+ 0. 025 月分）</td></tr></table>		支給時期	改正前	改正後	再任用職員	令和 5 年 6 月	1. 00 月分	1. 00 月分	以外の職員	令和 5 年 12 月	1. 00 月分	1. 05 月分（+ 0. 05 月分）	再任用職員	令和 5 年 6 月	0. 475 月分	0. 475 月分		令和 5 年 12 月	0. 475 月分	0. 5 月分（+ 0. 025 月分）	
	支給時期	改正前	改正後																		
再任用職員	令和 5 年 6 月	1. 00 月分	1. 00 月分																		
以外の職員	令和 5 年 12 月	1. 00 月分	1. 05 月分（+ 0. 05 月分）																		
再任用職員	令和 5 年 6 月	0. 475 月分	0. 475 月分																		
	令和 5 年 12 月	0. 475 月分	0. 5 月分（+ 0. 025 月分）																		
ウ 給料月額の上上げ（平均改定率 + 1. 1 %）																					
(2) 第 2 条による改正																					
ア 期末手当の支給割合の引上げ																					
<table><tr><td></td><td>支給時期</td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>再任用職員</td><td>令和 6 年 6 月</td><td>1. 20 月分</td><td>1. 225 月分（+ 0. 025 月分）</td></tr><tr><td>以外の職員</td><td>令和 6 年 12 月</td><td>1. 25 月分</td><td>1. 225 月分（△ 0. 025 月分）</td></tr><tr><td>再任用職員</td><td>令和 6 年 6 月</td><td>0. 675 月分</td><td>0. 6875 月分（+ 0. 0125 月分）</td></tr><tr><td></td><td>令和 6 年 12 月</td><td>0. 7 月分</td><td>0. 6875 月分（△ 0. 0125 月分）</td></tr></table>		支給時期	改正前	改正後	再任用職員	令和 6 年 6 月	1. 20 月分	1. 225 月分（+ 0. 025 月分）	以外の職員	令和 6 年 12 月	1. 25 月分	1. 225 月分（△ 0. 025 月分）	再任用職員	令和 6 年 6 月	0. 675 月分	0. 6875 月分（+ 0. 0125 月分）		令和 6 年 12 月	0. 7 月分	0. 6875 月分（△ 0. 0125 月分）	
	支給時期	改正前	改正後																		
再任用職員	令和 6 年 6 月	1. 20 月分	1. 225 月分（+ 0. 025 月分）																		
以外の職員	令和 6 年 12 月	1. 25 月分	1. 225 月分（△ 0. 025 月分）																		
再任用職員	令和 6 年 6 月	0. 675 月分	0. 6875 月分（+ 0. 0125 月分）																		
	令和 6 年 12 月	0. 7 月分	0. 6875 月分（△ 0. 0125 月分）																		
イ 勤勉手当の支給割合の引上げ																					
<table><tr><td></td><td>支給時期</td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>再任用職員</td><td>令和 6 年 6 月</td><td>1. 00 月分</td><td>1. 025 月分（+ 0. 025 月分）</td></tr><tr><td>以外の職員</td><td>令和 6 年 12 月</td><td>1. 05 月分</td><td>1. 025 月分（△ 0. 025 月分）</td></tr><tr><td>再任用職員</td><td>令和 6 年 6 月</td><td>0. 475 月分</td><td>0. 4875 月分（+ 0. 0125 月分）</td></tr><tr><td></td><td>令和 6 年 12 月</td><td>0. 5 月分</td><td>0. 4875 月分（△ 0. 0125 月分）</td></tr></table>		支給時期	改正前	改正後	再任用職員	令和 6 年 6 月	1. 00 月分	1. 025 月分（+ 0. 025 月分）	以外の職員	令和 6 年 12 月	1. 05 月分	1. 025 月分（△ 0. 025 月分）	再任用職員	令和 6 年 6 月	0. 475 月分	0. 4875 月分（+ 0. 0125 月分）		令和 6 年 12 月	0. 5 月分	0. 4875 月分（△ 0. 0125 月分）	
	支給時期	改正前	改正後																		
再任用職員	令和 6 年 6 月	1. 00 月分	1. 025 月分（+ 0. 025 月分）																		
以外の職員	令和 6 年 12 月	1. 05 月分	1. 025 月分（△ 0. 025 月分）																		
再任用職員	令和 6 年 6 月	0. 475 月分	0. 4875 月分（+ 0. 0125 月分）																		
	令和 6 年 12 月	0. 5 月分	0. 4875 月分（△ 0. 0125 月分）																		
2 施行期日																					
(1) 第 1 条による改正 公布の日（令和 5 年 4 月 1 日から適用）																					
(2) 第 2 条による改正 令和 6 年 4 月 1 日																					

議案番号	議案第 5 2 号
議案名	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
概要	地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正に伴うもの 1 改正内容 世帯内の被保険者が出産する場合に、当該世帯に対する課税額から、出産する被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額の 4 か月（多胎妊娠の場合は、6 か月）分に相当する額を減額する規定を設けるもの 2 施行期日 令和 6 年 1 月 1 日
議案番号	議案第 5 3 号
議案名	知立市体育施設条例の一部を改正する条例
概要	1 改正内容 知立市市民体育館の主競技場に冷暖房の空調設備を設置することに伴い、当該設備の使用料について規定するもの 2 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日
議案番号	議案第 5 4 号
議案名	知立市文化会館の指定管理者の指定について
概要	知立市文化会館の指定管理者として、次のように指定するもの 1 指定管理者 知立市上重原町間瀬口 1 1 6 番地 一般財団法人ちりゅう芸術創造協会 理事長 佐 藤 豊 2 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

議案番号	議案第55号
議案名	令和5年度知立市一般会計補正予算（第7号）
概要	1 今回補正額 464,880千円（補正後総額 26,750,910千円） 2 予算の概要 別添「令和5年度12月補正予算概要」参照
議案番号	議案第56号
議案名	令和5年度知立市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
概要	1 今回補正額 5,346千円（補正後総額 5,288,529千円） 2 予算の概要 別添「令和5年度12月補正予算概要」参照
議案番号	議案第57号
議案名	令和5年度知立市介護保険特別会計補正予算（第2号）
概要	1 今回補正額 8,002千円（補正後総額 4,061,323千円） 2 予算の概要 別添「令和5年度12月補正予算概要」参照
議案番号	議案第58号
議案名	令和5年度知立市水道事業会計補正予算（第2号）
概要	1 今回補正額 (1) 収益的支出 5,200千円（補正後総額 1,376,500千円） (2) 資本的支出 1,150千円（補正後総額 1,099,150千円） 2 予算の概要 別添「令和5年度12月補正予算概要」参照
議案番号	議案第59号
議案名	令和5年度知立市下水道事業会計補正予算（第1号）
概要	1 今回補正額 (1) 収益的支出 1,600千円（補正後総額 1,290,600千円） (2) 資本的支出 900千円（補正後総額 1,903,400千円） 2 予算の概要 別添「令和5年度12月補正予算概要」参照